

# 攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

3



通知→登用日・労働条件  
決定  
と進められるべきであ  
ろう。

の枠外として捉えている  
管理者・経営者も多い。  
これは守る労務管理の  
典型である。

パートタイム労働をめぐる対応

の心のうち

近年、パートタイム労働者の存在感が量的、質的の両面にわたって急速に増大化の傾向をみて  
いる。

もともと本質的に正社員とパートタイム労働者との間に格差のあること自体には必ずしも問題があるわけではないが、職務や責任にほとんど差がないのに賃金に大きな格差があるとすれば、そこに攻める労務管理、守る労務管理の光と影が生ずる。さて、この光と影、どう対応するか。

—正社員登用制度の導入と活用—

労働者を正社員に登用する制度の導入がある。この制度を導入するためには、—登用制度の基準が明確に定められているか—  
—登用手続きは合理的なもので、適切に運用されているか—  
という基準と手続きが明確になつてゐるかどうか、そしてこの基準と手続きが確實に守られるかどうか、これがパートタイム労働者の正社員登用制度の成否の鍵を握つているといつても過言であるまい。

さらに、パートタイム労働者の正社員への登用の具体的な手順として募集中→応募→選考→決定・

—パートタイム労働者の意欲向上のための人事制度の整備—

――担当する仕事の質、責任の重さなどに応じてランクづけする人事格付制度はできているか――

労務管理としては、パートタイム労働者の正社員登用制度を中心としたものが、今日その存在感が増大しつつあるパートタイム労働者に対する意欲向上のための人事制度の整備に対する取り組みも

—働きぶりや貢献度に  
対して決める賃金制度は  
できているか—  
パートタイム労働者の

パートタイム労働者の存在感が増大しつつあるといつても、いまなお――

社員の補完的存在——として企業の人事・賃金制度

タイトル・浅井健史